

令和5年 4月 11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに
健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて
【令和6年度～令和11年度における制度見直し】

平素は、本会事業に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添の通り、日本医師会から通知がありました。

今般、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが構築されております。

当該仕組みの下で行われる令和6年度以降における特定健康診査等の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取り扱いについては、添付のとおりとなります。

本通知は、令和6年4月1日から適用となることに伴い、「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和6年3月31日をもって廃止されます。ただし、令和5年度に実施された特定健康診査及び同年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとしています。

本件につきまして、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

- 令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2023ken2_51.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です（半角入力）